

独立行政法人国立青少年教育振興機構の中期計画

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図る我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、

- ① 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び団体宿泊訓練等青少年に対する研修を行う教育拠点としての施設を設置し、同施設において研修を行うとともに、
- ② 当該施設を青少年教育関係者及び青少年の研修利用に供するとともに、当該研修利用に指導及び助言を行い、
- ③ 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進し、
- ④ 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を実施し、
- ⑤ 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う活動に必要な資金に充てるための助成金の交付を行う
等の業務を実施することとする。

この際、地方教育拠点においては、国の施設としてふさわしい事業を行うこと、効率的な運営を行うこと、事業を積極的に実施すること、といった観点から精査を行いつつ、業務を実施することとする。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 青少年をめぐる諸課題への総合的・効率的な対応

旧青少年教育3法人が蓄積した成果を融合し、組織横断的に活用することにより、青少年教育の振興に係る事業を効果的・効率的に実施し、教育的な観点から、青少年をめぐる諸課題に総合的に対応する。

(1) 資源の融合による各年齢期を通じた総合的な事業展開と実践的・効果的なプログラムの開発

各年齢期を通じた、青少年をめぐる諸課題に対応した総合的な事業展開と、より実践的かつ効果的な各種の教育プログラムの開発による事業の推進を図るため、旧独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターが有していた国内外の青少年教育に関する知見や旧独立行政法人国立青年の家及び旧独立行政法人国立少年自然の家が有していた青少年への教育的指導の成果など、旧青少年教育3法人が有していた人的・物的・知的資源を融合し、活用する。

(2) 各事業の有機的な連携

機構において開発した教育プログラムを、機構が企画して実施する事業（以下、「企画事業」という。）や青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年が行う教育的研修の支援を行う事業（以下、「研修支援事業」という。）において広く実践し、その実践成果

や助成事業・調査研究事業等の成果等を踏まえてより効果的な教育プログラムの開発を行うなど、各事業を有機的に連携させる。

2. 企画立案機能の強化

各地域の青少年教育振興の拠点となっている各地方施設（以下、「地方教育拠点」という。）の、地域のニーズや教育課題などを踏まえた企画立案機能の必要性も考慮しつつ、本部において企画立案業務を集中的・統一的に行い、本部の企画立案機能を充実強化する。

3. 業務の効率化

（1）一般管理費等の削減

法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の効率化に努め、機構の業務運営に際しては、一般管理業務の本部への一元化・集約化を図り、また既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費については、計画的な削減に努め、中期目標期間中に旧青少年教育3法人の平成17年度予算の合計額に比べ、15%以上の縮減を行うとともに、業務経費についても、中期目標期間中、企画事業の重点化・戦略化等に取り組み5%以上の縮減を行う。この際、企画事業の質の低下等により教育機能の低下を招かないよう十分配慮する。

ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

（2）人件費の削減

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成18年度の人件費と比較し、5%以上削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。

役職員の給与に関しては、俸給水準の引き下げ、給与カーブのフラット化を図り、また、職務内容、経歴、勤務状況等を勘案した給与体系の見直しを図る。

（3）外部委託の推進

効果的・効率的な業務の実施の観点から、定型的な管理・運營業務について、原則、民間委託の方針の下、個々の施設設備の有用性を検証した上で、民間委託を推進する。また、業務毎に分割委託しているものについては、包括委託を検討する。

4. 施設の効率的な利用の促進

施設の効率的な利用の促進の観点から、青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供する。なお、この際、女性団体、社会福祉団体等の利用にも配慮する。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年を対象とする企画事業に関する事項

機構が企画して実施する企画事業は、団体宿泊訓練等青少年の健全育成に資する体験活動等を活用した我が国の青少年教育のナショナルセンターが行うにふさわしい教育事業を通じ、「青少年育成施策大綱」（平成15年12月決定）において示された青少年の各年齢期の課題や特定の

状況にある青少年の問題への対応を総合的に図るため、公立の青少年教育施設等（以下、「公立施設等」という。）による青少年の健全育成を目的とした各種事業の普及状況を踏まえ、以下の観点に立って実施する。

（１）機構として担うべき企画事業

我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、以下のような、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業、青少年教育指導者等の研修事業、国際交流・異文化理解事業、公立施設等では実施困難な広範な規模で展開する教育事業などの事業に重点化・戦略化し、積極的に推進する。なお、事業の企画・実施に当たっては、各年齢期における各々の青少年に応じた多様な体験学習の機会を提供するという視点に立ちつつ、その事業効果を効率的・効果的に普及・還元する観点から、対象者や実施地域等を厳選する。

① 先導的・モデル的な体験活動事業

- ・ 青少年の勤労観・職業観を育成する事業
- ・ 世界の中で信頼されるような、次代を担うリーダーを育成する事業
- ・ 不登校・引きこもり等特定の状況にある青少年への支援を行う事業
- ・ その他、体験型環境学習事業やボランティア学習推進事業など、国の政策課題に対応した青少年の体験活動事業

② 青少年教育指導者等の研修事業

- ・ 青少年教育指導者等の企画力・指導力・運営力の向上を図る研修事業
- ・ 青少年教育指導者等の青少年に対する実践的指導力の向上を図る研修事業

③ 国際交流・異文化理解事業

- ・ 海外の関係機関・団体と連携して、青少年教育関係者の相互交流等を行う事業
- ・ 青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業

④ 広範な規模で展開する教育事業

- ・ 青少年教育に関する課題に係る他省庁の関係機関も含めた全国的な研究協議

⑤ その他、新たな国の政策課題に対応する事業

（２）事業の質の向上

事業の質の向上を図り、毎年度平均８０％以上の事業の参加者からプラスの評価を得られるよう、以下の事項を行う。

(a) 職員研修の実施

職員に対して、事業の企画力や指導力等の向上を図る研修を実施する。

(b) 外部研修指導員やボランティアの参画の推進及び資質・指導力の向上

- ① 事業への外部研修指導員やボランティアの参加機会の拡充を図るため、事業に参画する外部研修指導員やボランティアの登録を進めるとともに、事業の企画立案・運営へのボランティアの参画を促進する。
- ② ボランティアの資質・指導力の向上を図るため、ボランティアのための研修機会等を設ける。

(c) 参加者へのアンケート調査の実施

企画事業の検証を行うため、事業の参加者に対して事業内容・方法等についてのアンケート調査等を実施する。

(3) 事業の成果の公立施設等への普及

青少年教育のナショナルセンターとして、事業の成果を公立施設等へ普及するため、公立施設等への情報提供の充実等を進める。

2. 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年を対象とする研修支援事業等に関する事項

青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するため、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言等の教育的支援を行う研修支援事業における研修利用の促進や利用者の研修目的達成に向けたより効果的な教育的指導・助言等の強化を図るとともに、事業の成果を公立施設等へ普及する。

(1) 研修利用の促進

青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び団体宿泊訓練等青少年に対する研修のための利用の促進を図る。また、新規の利用団体の受入れに必要な方策を検討する。このような取り組みにより、毎年度350万人程度の研修利用者を確保する。

(2) 研修に対する支援の推進

青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年が各教育拠点を利用して行う研修に対し、以下のように、研修目的を達成するために必要な指導・助言及び情報提供を行うとともに、その成果を公立施設等に普及する。

- ① 利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修を実施できるよう、研修計画の作成・実施に対する教育的な狙いを踏まえた指導・助言等を行う。
- ② 利用者のニーズや施設の立地条件等を活かした教育的な観点に立った活動プログラムの開発を行い、そのメニューを質、量ともに充実する。
- ③ ホームページ、利用案内資料その他様々な機会を捉えて、活動プログラム・研修支援の手法等の情報提供を行うこと等により、事業の成果を公立施設等へ普及する。

(3) 事業の質の向上

事業の質の向上を図り、毎年度平均70%以上の利用団体からプラスの評価が得られるよう、以下の事項を行う。

(a) 職員研修の実施

職員に対して、指導力や接客サービス、コミュニケーション能力、安全指導等の向上を図る研修を実施する。

(b) 外部研修指導員やボランティアの参画の推進及び資質・指導力の向上

- ① 外部研修指導員やボランティアの登録を推進する。
- ② ボランティアの資質・指導力の向上を図るため、ボランティアの研修機会等を設ける。

(c) 利用団体へのアンケート調査の実施

研修支援事業の検証を行うため、利用団体を対象に、毎年度計画的に施設利用に関するアンケート調査（抽出調査）を実施する。

3. 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進に関する事項

青少年をめぐる諸課題への円滑な対応が可能となるよう、青少年教育に関する施設及び団体間の連絡・協力を促進する。

(1) 青少年教育施設・団体の連絡・協力の促進

青少年教育施設・団体相互間の連絡・協力の促進を図るため、青少年教育施設の連絡会の開催、情報交換等を行う。

(2) 学校との連絡・協力の促進

学校教育と社会教育が一体となって子どもの教育に取り組む「学社融合」の観点に立って、学校との連絡・協力の更なる促進を図る。

(3) 特定の状況にある青少年に関係する機関との連絡・協力の促進

特定の状況にある青少年の問題への対応等のため、関係する機関等との連絡会の開催、情報交換等を行う。

(4) 大学等高等教育機関、民間団体、関係機関等との連絡・協力の促進

① 効果的・効率的に事業を実施するため、大学等高等教育機関、民間団体、関係機関等との共催事業を積極的に行う。

② 高等教育機関等に在学する社会教育実習生やインターンシップの受入れ体制の充実を図る。

(5) 全国及び都道府県規模の青少年の体験活動等に関する情報を保有する機関・団体との連絡・協力の促進

青少年教育に関する関係機関・団体と連携し、全国及び都道府県規模の青少年の体験活動等に関する案内情報等のデータベースを充実させる等の取り組みを行う。

4. 青少年教育に関する調査及び研究に関する事項

青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究を行い、その成果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る。

(1) 調査研究体制の構築及び調査研究の実施

(a) 外部有識者の協力を得た調査研究体制の構築

調査研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する外部有識者の協力を得た調査研究体制を構築する。

(b) 基礎的な調査の実施

青少年及び青少年教育に関する統計資料の作成や青少年教育関係文献のデータベースの構築など、青少年教育を推進するために必要な基礎的な調査を計画的かつ継続的に実施する。

(c) 専門的調査研究の実施

地方教育拠点での直接的な教育事業の活用等により、青少年の各年齢期の課題や特定の状況にある青少年の問題などに関する専門的な調査研究を実施する。

特に、国立・公立・民間の青少年教育施設の現状と役割分担といった、我が国の青少年教育施設の在り方について調査研究を行う。

(2) 調査研究の成果等の提供

インターネットなどを通じ、機構で実施した調査研究の成果や青少年教育に関する諸文献・資料等を広く提供する。

5. 青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付に関する事項

(1) 青少年教育に関する団体に対する助成

青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。なお、助成金の交付に当たっては、文部科学省が直接行う同様の助成事業との役割分担を踏まえ、より効果的・効率的な執行を行う。また、民間資金の一層の活用に努めるとともに、基金事業について所要の見直しを行う。

(a) 子どもの自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動に対する助成

子どもの体験活動の振興を図るため、次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。

- ① 子どもに自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の機会を提供する活動
- ② 子どもの体験活動を支援するための指導者養成・派遣等の活動
その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの体験活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、体験活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動を中心に助成を行う。

(b) 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成

子どもの読書活動の振興を図るため、次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。

- ① 子どもの読書活動を支援する市民グループ等がネットワークを構築し、情報交流、合同研修、連携イベント等を行う活動
- ② 子どもの読書活動の振興方策などについての研究協議等を行うフォーラムを開催する活動
- ③ その他、読書会の開催等、子どもの読書活動を推進する活動
その際、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの読書活動を振興する取組が展開されるよう留意しつつ、子どもの読書活動の振興を図る市民グループ等がネットワーク組織等による、特色ある新たな取組や、読書活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動などを中心に助成を行う。

(c) インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発を行う活動に対する助成

インターネット等で利用可能な子ども向け教材を開発・普及する、次のような民間の諸活動に対して助成金を交付する。

- ① 地域の自然や歴史等の情報をデータベース化し、インターネット等で利用できるような教材を開発・普及する活動
- ② 直接体験できない分野をバーチャルに体験できるソフト開発など、子どもの体験活動を支援・補完する教材を開発・普及する活動
- ③ その他、インターネット等で利用可能な子ども向け教材を開発・普及する活動

(2) 選考手続き等の客観性及び透明性の確保

助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るための体制等を整備する。

(a) 審査委員会の設置

助成金の交付を適正に行うため、外部有識者からなる審査委員会を設置（必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。）し、助成対象活動及び交付額について審査を行う。

(b) 選定基準の策定

助成金の交付対象の適切な採択に関し、選定に関する基準を策定する。

(c) 採択結果の公表

助成金交付に関する採択結果をホームページやパンフレットなどで公表する。

(3) 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性

資金の運用及び管理については、金融機関の利率等を常に把握し、運用利益の拡大を図るとともに、内外部の管理体制を整備する。

- ① 物価上昇や経済情勢を勘案し、全国規模による法人のメリットを活かして、民間企業等からの出えん金獲得のための活動を積極的に行うとともに、国の財政状況を勘案し、かつ基金業務に支障のないよう資金計画を策定する。
- ② 安全性が高い金融機関に対して資金の運用を委託するなど、資金運用を的確に実施する。
- ③ 資金の運用及び管理に当たっては、内部牽制体制を設けるなど、内部組織体制を整備する。

6. 附帯する業務に関する事項

(1) 施設・設備の充実

利用者の意見やニーズを把握し、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び団体宿泊訓練等青少年に対する研修が効果的に行われるよう、必要な施設・設備の充実を計画的に実施する。

(2) 子どもの体験活動等の重要性についての普及・啓発

子どもの健全な育成を図るため、子どもの体験活動や読書活動の重要性に関する普及・啓発を行うための事業及び子どもたちや関係者等が意見を発表、交換する機会を提供する事業を実施する。

(3) 青少年教育の理解増進等のための広報の充実

国民の青少年教育に対する理解を増進するとともに、教育拠点の研修利用の促進を図るため、企画事業等の目的・内容や各教育拠点の情報などについて、インターネットやマスメディアの積極的な活用、刊行物等広報関係資料の配付や青少年教育に関連するデータベースの構築・更新などにより、広く広報する。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1. 予算（中期計画の予算）
別紙1のとおり。

2. 収支計画
別紙2のとおり。

3. 資金計画
別紙3のとおり。

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は7億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に必要な経費として借入することも想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画
なし

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。

- ① 企画事業の充実
- ② 研修支援事業の充実
- ③ 調査研究事業の充実
- ④ 連絡協力促進事業の充実
- ⑤ 助成事業の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項
別紙4のとおり

1. 施設・設備に関する事項

- (1) 施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、防災研修の充実、快適な食・住環境の確保の観点からも、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。
- (2) 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の基準に従い、身体障害者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、計画的な施設整備を進める。

2. 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 青少年をめぐる諸課題に総合的に対応し、より一層、その施策を効果的かつ効率的に推進

するため、人員を適正に配置する。また、業務の質・量に応じた定期的な人員配置の見直しを行う。

- ② 職員に対し、企画力、指導力、接遇サービスの向上などを目的とした、多様で体系的な研修機会を設け、計画的な人材養成を行う。
- ③ 関係機関、民間団体との間で、広く計画的な人事交流を行い、多様な人材を確保する。

(2) 人員に関する指標

常勤職員について、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

- ・ 期初の常勤職員数 625人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 592人

※旧青少年教育3法人の前中期計画における

期末の常勤職員数の見込み

旧青少年教育3法人の合計 635人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 20,875百万円

但し、上記の額は「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費を指す。

中期計画中の予算
平成18年度～平成22年度
独立行政法人国立青少年教育振興機構

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
運営費交付金	55,125
施設整備費補助金	6,033
事業収入等	5,804
計	66,962
[支 出]	
運営費	60,929
一般管理費	35,297
うち人件費	24,612
うち管理運営費	10,685
業務経費	25,632
事業費	14,132
基金事業費	11,500
施設整備費	6,033
計	66,962

[人件費の見積もり]

期間中総額20,875百万円を支出する。

但し、上記の額は「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費を指す。

[運営費交付金のルール]：別紙

[注記]：別紙

〔運営費交付金の算定ルール〕

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = W(y) \times \alpha(\text{係数}) + Q(y) \times \beta(\text{係数}) - C(y) + \pi(y)$$

$B(y)$: 当該事業年度における運営費交付金

α : 一般管理費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

β : 業務経費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

$\pi(y)$: 当該事業年度における特殊経費。退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方法も反映し具体的に決定。

○ 一般管理費 $W(y) = \{V(y) + N(y)\}$

・ 人件費

$$V(y) = V(y-1) \times \varepsilon(\text{係数})$$

$V(y)$: 当該事業年度における人件費。 $(\pi(y))$ は除く)

$V(y-1)$: 直前の事業年度における $V(y)$

ε : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当法人における退職手当及び公務災害補償費については、独立行政法人国立青少年教育振興機構役員退職手当規程及び独立行政法人国立青少年教育振興機構職員退職手当規程及び労働者災害補償保険法に基づいて支給することとなるが、その全額について別途運営費交付金で手当する。

・ 管理運営費

$$N(y) = N(y-1) \times \sigma(\text{係数})$$

$N(y)$: 当該事業年度における管理運営費。

$N(y-1)$: 直前の事業年度における $N(y)$

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○業務経費 $Q(y)$

・ 事業費

$$Q(y) = Q(y-1) \times \gamma (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

$Q(y)$: 当該事業年度における業務経費。

$Q(y-1)$: 直前の事業年度における $Q(y)$

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○自己収入 $C(y)$

・ 自己収入

$$C(y) = C(y-1) \times \eta (\text{係数}) \times \zeta (\text{係数})$$

$C(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積額。

$C(y-1)$: 直前の事業年度における $C(y)$

η : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ζ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記]

1. 前提条件 : 運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算。

一般管理費に係る効率化係数 $\alpha : \Delta \quad 3\%$

業務経費に係る効率化係数 $\beta : \Delta \quad 1\%$

人件費調整係数 ε : 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年

業務政策係数	度における具体的な係数値を決定 γ : 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定
消費者物価指数	σ : 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定
自己収入調整係数	η : 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定
自己収入政策係数	ζ : 1%
特殊業務経費	π : 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定

(注)「事業の事業年度」とは、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家及び国立少年自然の家の平成17事業年度をいう。

2. 施設整備費補助金の算定

施設整備費補助金の金額は、中期目標期間中に予定される用地購入、施設の改修（更新）等についての試算である。

収 支 計 画
平成 1 8 年度～平成 2 2 年度収支計画
独立行政法人国立青少年教育振興機構

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	62,590
經常費用	62,590
事業経費	25,632
管理運営費	35,297
受託経費	0
減価償却費	1,661
財務費用	0
収益の部	62,590
運営費交付金収益	55,125
入場料等収入	5,804
受託収入	0
資産見返運営費交付金戻入	1,324
資産見返物品受贈額戻入	337

資 金 計 画
平成 1 8 年度～平成 2 2 年度資金計画
独立行政法人国立青少年教育振興機構

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	66,962
業務活動による支出	60,929
投資活動による支出	6,033
次期中期目標の期間への繰越額	0
資金収入	66,962
業務活動による収入	60,929
運営費交付金による収入	55,125
入場料等収入	5,804
受託収入	0
投資活動による収入	6,033
施設整備費補助金による収入	6,033
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

別紙 4

施設・設備に関する計画（その他業務運営に関する事項）
独立行政法人国立青少年教育振興機構

区 分	予定額（百万円）	財 源
国立オリンピック記念青少年総合センター用地購入費	200	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金
国立オリンピック記念青少年総合センター宿泊棟改修工事等	1,069	
計	1,269	

[注記]

金額は見込みである。

なお、上記のほか、業務実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。
また、施設・整備の老朽度合を勘案し改修（更新）等が追加される見込みである。